

令和8年度 高知県公立高等学校入学志願者取扱要領

令和8年度高知県公立高等学校入学志願者取扱要項（以下「取扱要項」という。）の規定に基づき、入学志願者の取扱いに関し必要な事項を次のとおり定める。

第1 こうちフロンティア募集【中山間等先行募集】

こうちフロンティア募集の実施校（全日制の課程のみ）及び募集定員は、次のとおりとする。

学校名	募集定員	学校名	募集定員
室戸高等学校	45名	四万十高等学校	45名
嶺北高等学校	30名	大方高等学校	45名
高知海洋高等学校	35名	中村高等学校西土佐分校	10名
窪川高等学校	45名	宿毛高等学校	70名
檮原高等学校	45名	清水高等学校	45名

また、こうちフロンティア募集は、以下のとおり行う。

I 願書、志願理由書の提出

- 1 志願者は、次の(1)～(3)の様式を高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、中学校長又は義務教育学校長を経由して、出願期間内に志願先高等学校長へ提出する。
なお、記入に際しては、黒色もしくは青色のペン（ボールペンを含む。）書き又はパソコン等によるデータ入力で行う。書類の各様式は、令和7年12月1日(月)以降にダウンロードができる。

- | |
|--|
| (1) こうちフロンティア募集入学願書（様式ア）
(2) こうちフロンティア募集受検票（様式イ）
(3) こうちフロンティア募集志願理由書（様式ウ） |
|--|

- 2 入学願書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 保護者自署欄は、手書きとする。
 - (2) 高知県収入証紙はり付け箇所にて、入学手数料として2,200円の高知県収入証紙をはる。
ただし、後記<第10のⅧ>に該当する場合は、入学手数料の納付を要しない。
また、高知県外在住の志願者のうち、高知県収入証紙の入手が困難で、証紙の貼付委託を行う場合は、必ず現金書留扱いにて、志願先高等学校に送付すること。
 - (3) 中学校長又は義務教育学校長は、志願者の住所と保護者の住所が異なる場合、副申書（様式第8号）を入学願書に添付し、提出しなければならない。
なお、提出に当たっては、事前に記載内容を保護者に確認すること。
- 3 他の都道府県から高知県公立高等学校を志願する者（取扱要項Ⅲの第1の1の(1)）は、県教育委員会発行の入学志願承認証等を入学願書に添付する。
- 4 高等学校又は高等専門学校に在籍のまま志願しようとする者は、在籍校の校長の志願承認書（様式第3号）を入学願書に添付する。
- 5 検査において特別な措置を必要とする者は、後記<第8>の内容を十分確認のうえ、中学校長又は義務教育学校長を通じて志願先高等学校長へ事前に相談を行うとともに、特別措置願（様式第4号の1）を入学願書に添付する。
なお、県教育委員会へ相談が必要な特別措置については、中学校長又は義務教育学校長は志願先高等学校長

への相談を行うとともに、令和7年12月12日(金)までに**特別措置事前協議申請書(様式第4号の3)**を県教育委員会に提出する。また、入学願書等の提出の際に、**特別措置願(様式第4号の1)**を添付する。

- 6 高等学校長は、提出された入学願書、受検票及び志願理由書について所定の記載及び手続がなされていることを確認したうえで受け付け、受検番号を付した受検票を発行する。
- 7 中学校長又は義務教育学校長は、志願者から入学願書提出後に入学志願の取消しの願い出があった場合は、志願先高等学校長に対し速やかに**入学志願取消届出書(様式第5号)**を提出する。その際、入学手数料は、還付しない。
- 8 天災地変その他やむを得ない特別な事情により出願期間内に出席できなかった者のうち、県教育委員会の承認を受けた者は、県教育委員会が定める期間内に出席することができる。

II 志願先の変更

こうちフロンティア募集においては、志願先の変更を認めない。

III 調査書等の提出

- 1 中学校長又は義務教育学校長は、「**調査書及び学習成績一覧表の作成の手引**」に従って、**調査書(様式第6号の1-1又は様式第6号の1-2)**を作成のうえ、こうちフロンティア募集出願期間内に、志願先高等学校長へ提出する。なお、こうちフロンティア募集においては、学習成績一覧表の提出を要しない。
また、調査書が所定の日時まで提出されない場合は、入学願書を取り下げたものとみなす。
- 2 中学校長又は義務教育学校長は、次の(1)～(3)に該当する場合、**副申書(様式第8号)**を提出することができる。
 - (1) 調査書中の「出欠の記録」及び「総合所見」等について、特別の事情がある場合
 - (2) 海外帰国生
 - (3) 過年度卒業生なお、提出に当たっては、事前に記載内容を保護者に確認すること。
- 3 志願者は、次の(1)～(3)に該当する場合、**自己申告書(様式第9号)**を中学校長又は義務教育学校長を経由して志願先高等学校長へ提出することができる。
 - (1) 出欠状況又は健康状況等について、特別の事情がある場合
 - (2) 海外帰国生
 - (3) 過年度卒業生中学校長又は義務教育学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、調査書等とともに志願先高等学校長へ提出する。
なお、自己申告書は、志願者及び保護者が記入する。また、提出に当たっては、中学校名又は義務教育学校名、志願者氏名を記入した封筒に入れて厳封してもよい。

IV 入学者の選考

入学者の選考に当たっては、高等学校長が命ずる委員によって構成する入学者選考委員会(委員長は高等学校長を充てる。)を学校内に設け、調査書、志願理由書、学校が定めた検査の結果により入学者の選考を行い、その結果に基づき高等学校長が合格者を決定する。

なお、海外帰国生、過年度卒業生等については、海外経験、卒業後の状況等を考慮するものとする。

各実施校の検査日時及び検査内容は、「**こうちフロンティア募集の実施校及び募集定員、検査内容等一覧表**」を参照のこと。

V 合格者の発表

令和8年1月23日(金)午前9時に、各高等学校において合格者の受検番号を掲示する。併せて、同日同時刻に次のサイトにおいて発表する。

<https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/hs-exam>

VI 合格者の通知

高等学校長は、中学校長及び義務教育学校長に対して、こうちフロンティア募集選考結果通知書を、令和8年1月23日(金)(必着)までに郵送する。

また、県教育委員会は、こうちフロンティア募集実施校のA日程の募集定員を、令和8年1月23日(金)に高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページに掲載するとともに、県内の中学校長及び義務教育学校長あて電子メールで通知する。

VII 入学手続

こうちフロンティア募集の合格者及びその保護者は、令和8年1月26日(月)から令和8年1月30日(金)までの間に、**入学意思確認書(様式エ)**を、中学校長又は義務教育学校長を経由して、該当の県立高等学校長に提出すること。(郵送の場合は、令和8年1月30日の消印有効。)

また、こうちフロンティア募集の合格者は、令和8年3月24日(火)から令和8年3月30日(月)までの間で、各高等学校長の定める期日に、所定の入学手続を完了しなければならない。

なお、高等学校長は、合格者、中学校長及び義務教育学校長に対し、入学手続の実施日を通知する。

第2 A日程及びB日程

A日程及びB日程は、以下のとおり行う。

I 願書、志願理由書の提出

- 1 志願者は、次の書類等を志願先高等学校、在学(出身)中学校又は在学(出身)義務教育学校から受け取り、必要事項を記入のうえ、中学校長又は義務教育学校長を経由して、出願期間内に志願先高等学校長へ提出する。また、高知商業高等学校の入学願書等については、同校での配布のみとする。
なお、分校を志願する者は、分校でその手続を行う。

A日程	(1) 入学願書(様式第1号の1) (2) A日程受検票(様式第1号の3) (3) 志願理由書(様式第2号)
B日程	(1) 入学願書(様式第1号の1) (2) B日程受検票(様式第1号の4)

- 2 入学願書の記入に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 左上の  の空欄にA日程、B日程の別を記入する。
 - (2) 「同一学校内における学科・科(コース)の変更」の欄は、記入を要しない。
 - (3) 高知県収入証紙はり付け箇所に、入学手数料(高知商業高等学校については、「受検手数料」をいう。以下同じ。)として、全日制の課程は2,200円、多部制単位制及び定時制の課程は950円の高知県収入証紙をはる。高知商業高等学校については、出願時に現金又は郵便為替で納入する。
ただし、後記<第10のVIII>に該当する場合は、入学手数料の納付を要しない。
また、高知県外在住の志願者のうち、高知県収入証紙の入手が困難で、証紙の貼付委託を行う場合は、必ず現金書留扱いにて、志願先高等学校に送付すること。
 - (4) 中学校長又は義務教育学校長は、志願者の住所と保護者の住所が異なる場合、**副申書(様式第8号)**を入学願書に添付し、提出しなければならない。
なお、提出に当たっては、事前に記載内容を保護者に確認すること。
- 3 他の都道府県から高知県公立高等学校を志願する者(取扱要項Ⅲの第1の1の(1))は、県立高等学校については、県教育委員会発行の入学志願承認証等を、また、高知商業高等学校については、高知市教育委員会発行の入学志願承認証を入学願書に添付する。

- 4 高等学校又は高等専門学校に在籍のまま志願しようとする者は、在籍校の校長の**志願承認書（様式第3号）**を入学願書に添付する。
- 5 学力検査、面接等において特別な措置を必要とする者は、後記<**第8**>の内容を十分確認のうえ、中学校長又は義務教育学校長を通じて志願先高等学校長へ事前に相談を行うとともに、**特別措置願（様式第4号の1）**を入学願書に添付する。
 県教育委員会へ相談が必要な特別措置については、中学校長又は義務教育学校長は志願先高等学校長への相談を行うとともに、令和7年12月12日（金）までに**特別措置事前協議申請書（様式第4号の3）**を県教育委員会に提出する。また、入学願書等の提出の際に、**特別措置願（様式第4号の1）**を添付する。
 難聴者で英語のリスニングテストにおいて特別な措置を必要とする者（原則として、両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者。以下同じ。）は、**英語のリスニングテストにおける難聴者の特別措置願（様式第4号の2）**を入学願書に添付する。
- 6 高等学校長は、提出された入学願書、受検票及び志願理由書（A日程のみ）について所定の記載及び手続がなされていることを確認したうえで受け付け、受検番号を付した受検票を発行する。
- 7 中学校長又は義務教育学校長は、志願者から入学願書提出後に入学志願の取消しの願い出があった場合は、志願先高等学校長に対し速やかに**入学志願取消届出書（様式第5号）**を提出する。その際、入学手数料は、還付しない。
- 8 天災地変その他やむを得ない特別な事情により出願期間内に出願できなかった者のうち、県立高等学校については、県教育委員会の承認を受けた者は、志願先変更期間内に出願することができる。また、高知商業高等学校については、高知市教育委員会の承認を受けた者は、志願先変更期間内に出願することができる。

II 志願先の変更

- 1 志願先高等学校又は課程・学科・科（コース）を変更（同一学校内における昼間部と夜間部との間の変更を含む。）をしようとする者は、所定の期間において1回に限り、志願先の変更を行うことができる。
- 2 志願先高等学校又は課程を変更する場合（本校と分校との間の変更も含む。）
 - (1) 最初に志願した高等学校で、受検票と引換えに提出済みの入学願書、志願理由書（A日程のみ）等を受け取る。
 - (2) 返付された入学願書に、志願の変更先の高等学校から受け取った入学願書及び受検票に前記<**第2のI**>の要領で必要事項を記入したものと志願理由書（A日程のみ）を添えて、中学校長又は義務教育学校長を経由して変更先の高等学校長へ提出する。
 (注1) 県立高等学校の同一課程間の志願先変更の場合には、新たに高知県収入証紙をはる必要はない。
 (注2) 県立高等学校と高知商業高等学校の間で志願先を変更する場合、それぞれ所定の入学手数料を新たに要する。
 (注3) 多部制単位制又は定時制の課程から全日制の課程への志願先変更者は、変更先高等学校から受け取った入学願書に、入学手数料の差額1,250円の高知県収入証紙をはる。高知商業高等学校については、差額を現金又は郵便為替で納入する。
 (注4) 全日制の課程から多部制単位制又は定時制の課程へ志願先変更する場合は、入学手数料の差額1,250円は還付しない。
- 3 同一学校内において志望の学科・科（コース）を変更する場合は、返付を受けた入学願書の記載の所要部分を二本線で消して訂正し（訂正印は要しない。）、再提出することにより行う。
- 4 高等学校長は、志願先の変更があった場合は、前記<**第2のIの6**>の要領で受け付ける。
- 5 高等学校長は、志願先の変更期間中、毎日正午現在の各学科・科（コース）別及び志望別の志願者数を発表・掲示する。

III 調査書等の提出

- 1 中学校長又は義務教育学校長は、「**調査書及び学習成績一覧表の作成の手引**」に従って、**調査書（様式第6号の1-1又は様式第6号の1-2）**及び**学習成績一覧表（様式第6号の2）**を作成のうえ、調査書等提出期限までに志願先高等学校長へ提出する。

なお、調査書及び学習成績一覧表が所定の日時までに提出されない場合は、入学願書を取り下げたものとみなす。

2 中学校長又は義務教育学校長は、次の(1)～(3)に該当する場合、**副申書(様式第8号)**を提出することができる。

- (1) 調査書中の「出欠の記録」及び「総合所見」等について、特別の事情がある場合
- (2) 海外帰国生
- (3) 過年度卒業生

なお、提出に当たっては、事前に記載内容を保護者に確認すること。

3 志願者は、次の(1)～(3)に該当する場合、**自己申告書(様式第9号)**を中学校長又は義務教育学校長を経由して志願先高等学校長へ提出することができる。

- (1) 出欠状況又は健康状況等について、特別の事情がある場合
- (2) 海外帰国生
- (3) 過年度卒業生

中学校長又は義務教育学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、調査書等とともに志願先高等学校長へ提出する。

なお、自己申告書は、志願者及び保護者が記入する。また、提出に当たっては、中学校名又は義務教育学校名、志願者氏名を記入した封筒に入れて厳封してもよい。

IV 入学者の選考

入学者の選考に当たっては、高等学校長が命ずる委員によって構成する入学者選考委員会(委員長は高等学校長を充てる。)を学校内に設け、調査書、志願理由書(A日程のみ)、学力検査及び面接等の結果により入学者の選考を行い、その結果に基づき高等学校長が合格者を決定する。

また、高等学校長は、実技検査を行う場合は、あらかじめ志願者、中学校長及び義務教育学校長に通知しなければならない。

なお、海外帰国生、過年度卒業生等については、海外経験、卒業後の状況等を考慮するものとする。

1 A日程

(1) 学力検査は、次のとおり行う。

ア 学力検査は、県教育委員会で作成した同一問題で行う。

イ 学力検査の実施場所は、出願先高等学校(分校を志願する者については当該分校)とする。

ウ 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間 期日	9:00～9:50	10:05～10:55	11:10～12:00	12:50～13:40	13:55～14:45
3月3日(火)	国 語	社 会	数 学	理 科	英 語

※ 英語はリスニングテストを含む。

(2) 学力検査及び調査書中の「各教科の学習の記録」の配点の取扱い

ア 学力検査の配点は、次のとおりとする。ただし、傾斜配点を実施する学校の学科・科(コース)と配点の比重は、「**傾斜配点実施校一覧表**」による。

国語	社会	数学	理科	英語
50	50	50	50	50

イ 調査書における「各教科の学習の記録」の配点は、次のとおりとする。ただし、傾斜配点を実施する学校の学科・科(コース)と配点の比重は、「**傾斜配点実施校一覧表**」による。

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
20	20	20	20	40	40	40	40	20

ウ 学力検査の結果及び調査書中の「各教科の学習の記録」は、合計して取り扱う。

(3) 面接の際の質問事項は、志願理由書に基づき、志願の動機、理由、意志、その他高等学校長が必要と認める事項とする。

(4) あらかじめ県教育長(高知商業高等学校においては、高知市教育長)の承認を受けて実技検査を実施する

学校、学科・科（コース）及び検査方法は、「A日程における実技検査の概要一覧表」による。

- (5) 面接、実技検査は、学力検査実施後に行う。
- (6) 学力検査、面接等において特別な措置を必要とする者（英語のリスニングテストにおいて、特別な措置を必要とする者を含む。）については、高等学校長は中学校長又は義務教育学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を講ずる。

2 B日程（全日制の課程及び多部制単位制昼間部）

- (1) 学力検査は、次のとおり行う。
 - ア 学力検査は、県教育委員会で作成した同一問題で行う。
 - イ 学力検査の実施場所は、出願先高等学校（分校を志願する者については当該分校）とする。
 - ウ 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間 期日	9:00～9:30	9:45～10:15	10:30～11:00	11:15～11:45	12:00～12:30
3月18日(水)	国 語	数 学	英 語	理 科	社 会

※ 英語はリスニングテストを除く。

- (2) 学力検査及び調査書中の「各教科の学習の記録」の配点の取扱い
 - ア 学力検査の配点は、次のとおりとする。ただし、傾斜配点を実施する学校の学科・科（コース）と配点の比重は、「傾斜配点実施校一覧表」による。

国語	数学	英語	理科	社会
50	50	50	50	50

- イ 調査書における「各教科の学習の記録」の配点は、次のとおりとする。ただし、傾斜配点を実施する学校の学科・科（コース）と配点の比重は、「傾斜配点実施校一覧表」による。

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
20	20	20	20	40	40	40	40	20

- ウ 学力検査の結果及び調査書中の「各教科の学習の記録」は、合計して取り扱う。
- (3) 面接の際の質問事項は、志願の動機、理由、意志、その他高等学校長が必要と認める事項とする。
- (4) あらかじめ県教育長（高知商業高等学校においては、高知市教育長）の承認を受けて実技検査を実施する学校、学科・科（コース）及び検査方法は、「B日程における実技検査の概要一覧表」による。
- (5) 面接、実技検査は、学力検査実施後に行う。
- (6) 学力検査、面接等において特別な措置を必要とする者については、高等学校長は中学校長又は義務教育学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を講ずる。

3 B日程（定時制の課程及び多部制単位制夜間部）

- (1) 学力検査は、次のとおり行う。
 - ア 学力検査は、県教育委員会で作成した同一問題で行う。
 - イ 学力検査の実施場所は、出願先高等学校とする。
 - ウ 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間 期日	9:00～9:30	9:45～10:15	10:30～11:00
3月18日(水)	国 語	数 学	英 語

※ 英語はリスニングテストを除く。

- (2) 学力検査及び調査書中の「各教科の学習の記録」の配点の取扱い
 - ア 学力検査の配点は、次のとおりとする。ただし、傾斜配点を実施する学校の学科・科と配点の比重は、「傾斜配点実施校一覧表」による。

国語	数学	英語
50	50	50

- イ 調査書における「各教科の学習の記録」の配点は、次のとおりとする。ただし、傾斜配点を実施する学校の学科・科と配点の比重は、「傾斜配点実施校一覧表」による。

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
20	20	20	20	20	20	20	20	20

ウ 学力検査の結果及び調査書中の「各教科の学習の記録」は、合計して取り扱う。

- (3) 面接の際の質問事項は、志願の動機、理由、意志、その他高等学校長が必要と認める事項とする。
- (4) あらかじめ県教育長（高知商業高等学校においては、高知市教育長）の承認を受けて実技検査を実施する学校、学科・科及び検査方法は、「B日程における実技検査の概要一覧表」による。
- (5) 面接、実技検査は、学力検査実施後に行う。
- (6) 学力検査、面接等において特別な措置を必要とする者については、高等学校長は中学校長又は義務教育学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を講ずる。

V 合格者の発表

A日程	令和8年3月12日(木)午前9時に、高等学校において合格者の受検番号を掲示する。
B日程	令和8年3月23日(月)午前9時に、高等学校において合格者の受検番号を掲示する。

併せて、両日程ともに同日同時刻に次のサイトにおいて発表する。

<https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/hs-exam>

VI 合格者の通知

A日程	高等学校長は、中学校長及び義務教育学校長に対して、A日程選考結果通知書を、令和8年3月12日(木)（必着）までに郵送する。 また、県教育委員会は、B日程実施校一覧表を、令和8年3月12日(木)に高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページに掲載するとともに、県内の中学校長及び義務教育学校長あて電子メールで通知する。
B日程	高等学校長は、中学校長及び義務教育学校長に対して、B日程選考結果通知書を、令和8年3月23日(月)（必着）までに郵送する。 また、県教育委員会は、C日程実施校一覧表を、令和8年3月23日(月)に高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページに掲載するとともに、県内の中学校長及び義務教育学校長あて電子メールで通知する。

VII 入学手続

A日程及びB日程の合格者は、令和8年3月24日(火)から令和8年3月30日(月)までの間で、各高等学校長の定める期日に、所定の入学手続を完了しなければならない。

なお、高等学校長は、合格者、中学校長及び義務教育学校長に対し、入学手続の実施日を通知する。

第3 連携型中高一貫教育校に係る特別選抜

次の連携型中高一貫教育校における特別選抜は、以下のとおり行う。

連携型高等学校	連携型中学校
嶺北高等学校	嶺北中学校、土佐町中学校
梶原高等学校	梶原中学校、東津野中学校
四万十高等学校	大正中学校、十和中学校
清水高等学校	清水中学校

I 願書、志願理由書の提出

- 1 志願者は、A日程に準じて、**入学願書（様式第1号の1）**、**連携型中高一貫教育校に係る特別選抜受検票（様式第1号の5）**。以下「特別選抜受検票」という。）及び**志願理由書（様式第2号）**の書類等を連携型高等学校から受け取り、必要事項を記入のうえ、連携型中学校長を経由して、出願期間内に連携型高等学校長へ提出する。
- 2 入学願書の記入に当たっては、次に掲げる事項に留意する。
 - (1) 左上の  の欄に「特別選抜」と記入する。
 - (2) 「同一学校内における学科・科（コース）の変更」の欄は、記入を要しない。
 - (3) 高知県収入証紙より付け箇所は、入学手数料として2,200円の高知県収入証紙をはる。
ただし、後記<第10のⅧ>に該当する場合は、入学手数料の納付を要しない。
 - (4) 連携型中学校長は、志願者の住所と保護者の住所が異なる場合、**副申書（様式第8号）**を入学願書に添付し、提出しなければならない。
なお、提出に当たっては、事前に記載内容を保護者に確認すること。
- 3 学力検査、面接等において特別な措置を必要とする者は、後記<第8>の内容を十分確認のうえ、連携型中学校長を通じて志願先高等学校長へ事前に相談を行うとともに、**特別措置願（様式第4号の1）**を入学願書に添付する。
県教育委員会へ相談が必要な特別措置については、連携型中学校長は志願先高等学校長への相談を行うとともに、令和7年12月12日（金）までに**特別措置事前協議申請書（様式第4号の3）**を県教育委員会に提出する。
また、入学願書等の提出の際に、**特別措置願（様式第4号の1）**を添付する。
難聴者で英語のリスニングテストにおいて特別な措置を必要とする者は、**英語のリスニングテストにおける難聴者の特別措置願（様式第4号の2）**を入学願書に添付する。
- 4 連携型高等学校長は、提出された入学願書、特別選抜受検票及び志願理由書について所定の記載及び手続がなされていることを確認したうえで受け付け、受検番号を付した特別選抜受検票を発行する。
- 5 連携型中学校長は、志願者から入学願書提出後に入学志願の取消しの願い出があった場合は、連携型高等学校長に対し速やかに**入学志願取消届出書（様式第5号）**を提出する。その際、入学手数料は、還付しない。
- 6 天災地変その他やむを得ない特別な事情により出願期間内に出席できなかった者のうち、県教育委員会の承認を受けた者は、A日程の志願先変更期間内に出席することができる。

II 志願先の変更

連携型中高一貫教育校に係る特別選抜においては、志願先の変更を認めない。

III 調査書等の提出

A日程に準じて、前記<第2のⅢ>の要領で提出する。

IV 入学者の選考

A日程に準じて、前記<第2のⅣ>の要領で行う。

V 合格者の発表

連携型高等学校長は、令和8年3月12日（木）午前9時に合格者の受検番号を学校に掲示する。併せて、同日同時刻に次のサイトにおいて発表する。

<https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/hs-exam>

VI 合格者の通知

連携型高等学校長は、中学校長に対して、連携型中高一貫教育校に係る特別選抜選考結果通知書を、令和8年3月12日（木）（必着）までに郵送する。

Ⅶ 入学手続

連携型中高一貫教育校に係る特別選抜の合格者は、令和8年3月24日(火)から令和8年3月30日(月)までの間で、各高等学校長の定める期日に、所定の入学手続を完了しなければならない。

なお、高等学校長は、合格者、中学校長に対し、入学手続の実施日を通知する。

第4 チャレンジ選抜A

高知丸の内高等学校におけるチャレンジ選抜Aは、以下のとおり行う。

I 願書、志願理由書の提出

- 1 志願者は、A日程に準じて、**入学願書（様式第1号の1）**、**受検票（様式第1号の3）**及び**志願理由書（様式第2号）**の書類等を高知丸の内高等学校から受け取り、必要事項を記入のうえ、中学校長又は義務教育学校長を経由して、出願期間内に高知丸の内高等学校長へ提出する。
- 2 入学願書の記入に当たっては、次に掲げる事項に留意する。
 - (1) 左上の  の欄に「チャレンジ選抜A」と記入する。
 - (2) 「同一学校内における学科・科（コース）の変更」の欄は、記入を要しない。
 - (3) 高知県収入証紙はり付け箇所、入学手数料として2,200円の高知県収入証紙をはる。
ただし、後記<第10のⅧ>に該当する場合は、入学手数料の納付を要しない。
また、高知県外在住の志願者のうち、高知県収入証紙の入手が困難で、証紙の貼付委託を行う場合は、必ず現金書留扱いにて、志願先高等学校に送付すること。
 - (4) 中学校長又は義務教育学校長は、志願者の住所と保護者の住所が異なる場合、**副申書（様式第8号）**を入学願書に添付し、提出しなければならない。
なお、提出に当たっては、事前に記載内容を保護者に確認すること。
- 3 他の都道府県から高知県公立高等学校を志願する者（**取扱要項Ⅲの第1の1の(1)**）は、県教育委員会発行の入学志願承認証等を入学願書に添付する。
- 4 高等学校又は高等専門学校に在籍のまま志願しようとする者は、在籍校の校長の**志願承認書（様式第3号）**を入学願書に添付する。
- 5 学力検査、面接等において特別な措置を必要とする者は、後記<第8>の内容を十分確認のうえ、中学校長又は義務教育学校長を通じて志願先高等学校長へ事前に相談を行うとともに、**特別措置願（様式第4号の1）**を入学願書に添付する。
県教育委員会へ相談が必要な特別措置については、中学校長又は義務教育学校長は志願先高等学校長への相談を行うとともに、令和7年12月12日(金)までに**特別措置事前協議申請書（様式第4号の3）**を県教育委員会に提出する。また、入学願書等の提出の際に、**特別措置願（様式第4号の1）**を添付する。
難聴者で英語のリスニングテストにおいて特別な措置を必要とする者は、**英語のリスニングテストにおける難聴者の特別措置願（様式第4号の2）**を入学願書に添付する。
- 6 高知丸の内高等学校長は、提出された入学願書、受検票及び志願理由書について所定の記載及び手続がなされていることを確認したうえで受け付け、受検番号を付した受検票を発行する。
- 7 中学校長又は義務教育学校長は、志願者から入学願書提出後に入学志願の取消しの願い出があった場合は、高知丸の内高等学校長に対し速やかに**入学志願取消届出書（様式第5号）**を提出する。その際、入学手数料は、還付しない。
- 8 天災地変その他やむを得ない特別な事情により出願期間内に出席できなかった者のうち、県教育委員会の承認を受けた者は、A日程の志願先変更期間内に出席することができる。

II 志願先の変更

チャレンジ選抜Aにおいては、志願先の変更を認めない。

III 調査書等の提出

A日程に準じて、前記<第2のIII>の要領で提出する。

IV 入学者の選考

A日程に準じて、前記<第2のIV>の要領で行う。ただし、調査書における「各教科の学習の記録」及び「出欠の記録」については、選考資料としない。

V 合格者の発表

高知丸の内高等学校長は、令和8年3月12日(木)午前9時に合格者の受検番号を学校に掲示する。併せて、同日同時刻に次のサイトにおいて発表する。

<https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/hs-exam>

VI 合格者の通知

高知丸の内高等学校長は、中学校長又は義務教育学校長に対して、チャレンジ選抜Aの選考結果通知書を、令和8年3月12日(木)(必着)までに郵送する。

VII 入学手続

チャレンジ選抜Aの合格者は、令和8年3月24日(火)から令和8年3月30日(月)までの間で、高知丸の内高等学校長の定める期日に、所定の入学手続を完了しなければならない。

なお、高等学校長は、合格者、中学校長及び義務教育学校長に対し、入学手続の実施日を通知する。

第5 成人特別選抜

成人特別選抜の実施校、学科及び科は、次のとおりとする。

学校名	課 程	学科及び科
中芸高等学校、高知北高等学校	多部制単位制夜間部	普通科
室戸高等学校、山田高等学校、高岡高等学校、 須崎総合高等学校、佐川高等学校、 大方高等学校、宿毛高等学校、清水高等学校	定時制	普通科
高知東工業高等学校		機械科
高知工業高等学校		機械科、電気科、土木科、建築科
高知商業高等学校		商業科

また、成人特別選抜は、以下のとおり行う。

I 願書等の提出

- 1 志願者は、B日程に準じて、成人特別選抜入学願書(様式第1号の2)、成人特別選抜受検票(様式第1号の6)及び成人特別選抜申請書(様式第7号)の書類等を志願先高等学校から受け取り、必要事項を記入のうえ、出願期間内に志願先高等学校長へ提出する。

- 2 成人特別選抜入学願書の記入に当たっては、次の事項に留意する。
 - (1) 成人特別選抜の出願資格を有することについての中学校長又は義務教育学校長の証明は、当該学校の卒業証明書及び生年月日を証明するものをもって代えることができる。
 - (2) 高知県収入証紙はり付け箇所に、入学手数料として950円の高知県収入証紙をはる。高知商業高等学校については、出願時に現金又は郵便為替で納入する。
ただし、後記<第10のⅧ>に該当する場合は、入学手数料の納付を要しない。
また、高知県外在住の志願者のうち、高知県収入証紙の入手が困難で、証紙の貼付委託を行う場合は、必ず現金書留扱いにて、志願先高等学校に送付すること。
- 3 他の都道府県から高知県公立高等学校を志願する者（取扱要項Ⅲの第1の1の(1)）は、県立高等学校については、県教育委員会発行の入学志願承認証等を、また、高知商業高等学校については、高知市教育委員会発行の入学志願承認証を成人特別選抜入学願書に添付する。
- 4 高等学校又は高等専門学校に在籍のまま志願しようとする者は、在籍校の校長の志願承認書（様式第3号）を成人特別選抜入学願書に添付する。
- 5 高等学校長は、提出された成人特別選抜入学願書、成人特別選抜受検票及び成人特別選抜申請書について所定の記載及び手続がなされていることを確認したうえで受け付け、受検番号を付した成人特別選抜受検票を発行する。
- 6 志願者は、成人特別選抜入学願書提出後にやむを得ない理由等により入学志願を取り消す場合、志願先高等学校長に対し速やかに**入学志願取消願（当該高等学校所定のもの）**を提出するものとする。その際、入学手数料は、還付しない。
- 7 成人特別選抜においては、調査書及び学習成績一覧表の提出を要しない。
- 8 天災地変その他やむを得ない特別な事情により出願期間内に出願できなかった者のうち、県立高等学校については、県教育委員会の承認を受けた者は、B日程の志願先変更期間内に出願することができる。また、高知商業高等学校については、高知市教育委員会の承認を受けた者は、B日程の志願先変更期間内に出願することができる。

Ⅱ 志願先の変更

成人特別選抜においては、志願先の変更を認めない。

Ⅲ 入学者の選考

- 1 入学者の選考に当たっては、高等学校長が命ずる委員によって構成する入学者選考委員会（委員長は高等学校長を充てる。）を学校内に設け、面接及びその他の検査の結果により入学者の選考を行い、その結果に基づき高等学校長が合格者を決定する。
- 2 面接等は、令和8年3月18日(水)に行う。日程等の詳細については、高等学校長が定める。
- 3 面接の際の質問事項は、志望の動機、理由、意志、その他高等学校長が必要と認める事項とする。
- 4 成人特別選抜のその他の検査を実施する学校、学科・科及び検査方法は、「**成人特別選抜の概要一覧表**」による。
- 5 高等学校長は、その他の検査を行う場合は、あらかじめ志願者に通知しなければならない。

Ⅳ 合格者の発表

高等学校長は、令和8年3月23日(月)午前9時に合格者の受検番号を学校に掲示する。併せて、同日同時刻に次のサイトにおいて発表する。

<https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/hs-exam>

Ⅴ 合格者の通知

高等学校長は、志願者に対して、成人特別選抜の選考結果通知書を令和8年3月23日(月)（必着）までに郵送する。

VI 入学手続

成人特別選抜の合格者は、令和8年3月24日(火)から令和8年3月30日(月)までの間で、各高等学校長の定める期日に、所定の入学手続を完了しなければならない。

なお、高等学校長は、合格者に対し、入学手続の実施日を通知する。

第6 C日程

C日程は、以下のとおり行う。

I 願書、調査書等の提出

- 1 志願者は、**C日程入学願書(様式第1号の7)**及び**C日程受検票(様式第1号の8)**を志願先高等学校から受け取り、必要事項を記入のうえ、中学校長又は義務教育学校長を経由して、出願期間内に志願先高等学校長へ提出する。
その際、中学校長又は義務教育学校長が必要事項を記入した**調査書(様式第6号の1-1又は様式第6号の1-2)**及び**学習成績一覧表(様式第6号の2)**を添付する。また、中学校長又は義務教育学校長は、志願者の住所と保護者の住所が異なる場合、保護者に確認のうえ、**副申書(様式第8号)**を提出しなければならない。
なお、調査書及び学習成績一覧表が所定の日時までに提出されない場合は、入学願書を取り下げたものとみなす。
- 2 調査書、学習成績一覧表、副申書及び自己申告書については、前記<**第2のⅢの1~3**>の要領で提出する。
- 3 C日程入学願書の高知県収入証紙はり付け箇所、入学手数料として950円の高知県収入証紙をはる。高知商業高等学校については、出願時に現金又は郵便為替で納入する。
ただし、後記<**第10のⅧ**>に該当する場合は、入学手数料の納付を要しない。
また、高知県外在住の志願者のうち、高知県収入証紙の入手が困難で、証紙の貼付委託を行う場合は、必ず現金書留扱いにて、志願先高等学校に送付すること。
- 4 他の都道府県から高知県公立高等学校を志願する者(**取扱要項Ⅲの第1の1の(1)**)は、県立高等学校については、県教育委員会発行の入学志願承認証等を、また、高知商業高等学校については、高知市教育委員会発行の入学志願承認証をC日程入学願書に添付する。
- 5 高等学校又は高等専門学校に在籍のまま志願しようとする者は、在籍校の校長の**志願承認書(様式第3号)**を入学願書に添付する。
- 6 面接等において特別な措置を必要とする者は、**特別措置願(様式第4号の1)**をC日程入学願書に添付する。
- 7 高等学校長は、提出されたC日程入学願書及びC日程受検票について所定の記載及び手続がなされていることを確認したうえで受け付け、受付番号を付した受検票を発行する。
- 8 中学校長又は義務教育学校長は、志願者から入学願書提出後に入学志願の取消しの願い出があった場合は、志願先高等学校長に対し速やかに**入学志願取消届出書(様式第5号)**を提出する。その際、入学手数料は、還付しない。

II 入学者の選考及び通知等

- 1 入学者の選考に当たっては、高等学校長が命ずる委員によって構成する入学者選考委員会(委員長は高等学校長を充てる。)を学校内に設け、調査書及び学校が定めた検査の結果により入学者の選考を行い、その結果に基づき高等学校長が合格者を決定のうえ、令和8年3月26日(木)までに合格者の受検番号を学校に掲示するとともに、発表の日から3日以内に合格者を中学校長又は義務教育学校長に通知する。
- 2 C日程の合格者は、各高等学校長の定める期日に、所定の入学手続を完了しなければならない。

第7 高知海洋高等学校の専攻科入学志願者の取扱い

I 推薦入学

1 出願資格

令和8年3月に高等学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者で、当該学校の校長の推薦を得た者とする。

2 対象科

航海専攻科、機関専攻科

3 出願期間

令和7年10月1日(水)から令和7年10月3日(金)午後5時まで。(令和7年10月3日付け消印のある速達便は有効。)

4 検査日等

- (1) 検査日 令和7年10月14日(火)
- (2) 検査場所 高知海洋高等学校
- (3) 検査内容 面接、小論文

5 合格者の発表

令和7年10月21日(火)午前9時に、高知海洋高等学校において、合格者の受検番号を発表する。

6 その他必要な事項については、学校所定の手続による。

II 一般入学

1 出願資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和8年3月に高等学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
- (2) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の各号の一に該当する者)

2 対象科

航海専攻科、機関専攻科

3 出願期間

令和7年12月4日(木)から令和7年12月8日(月)午後5時まで。ただし、期間中の土・日曜日は除く。(令和7年12月8日付け消印のある速達便は有効。)

4 検査日等

- (1) 検査日 令和7年12月15日(月)
- (2) 検査場所 高知海洋高等学校
- (3) 検査内容 航海専攻科 面接、学力検査(航海・計器、船舶運用)
機関専攻科 面接、学力検査(船用機関、機械設計工作、電気理論)

5 合格者の発表

令和7年12月23日(火)午前9時に、高知海洋高等学校において、合格者の受検番号を発表する。

6 その他必要な事項については、学校所定の手続による。

第8 各選抜における特別措置

学力検査、面接等において特別な措置を必要とする者は、中学校長又は義務教育学校長を経由し、措置の内容に応じて以下の手続をとること。申請にあたっては、中学校長又は義務教育学校長は、必要な措置について事前に生徒とその保護者及び志願先高等学校長と十分に相談のうえ、下記の相談先と情報共有を行うこと。

相談先	特別措置の事例	申請手続
志願先高等学校長	別室受検 座席の配慮 帽子、防寒着等の着用 単眼鏡、補聴器の使用 多目的トイレ、エレベーター等施設の使用 介助者の同伴 面接における筆談等での対応	特別措置願（様式第4号の1） を入学願書に添付して出願すること。 出願後に特別措置が必要となった場合は、中学校長から志願先高等学校長に連絡のうえ、直ちに特別措置願を提出すること。
高知県教育委員会	学力検査の問題用紙・解答用紙の拡大 学力検査問題へのルビ振り 学力検査時間の延長 学力検査問題の読み上げ 自助具（スリット等）の使用 病室受検 その他中学校で行っている受検時に必要となる特別な措置	特別措置事前協議申請書（様式第4号の3） に次の書類を添付のうえ、令和7年12月12日（金）までに高知県教育委員会事務局高等学校課あてに提出すること。 ア 中学校等における個別的教育支援計画 イ 中学校等での支援の実績が分かるもの （7）学力検査の問題用紙・解答用紙の拡大やルビ振りについては、定期考査の写し等 （イ）検査時間の延長等については実施方法の詳細を示したもの 併せて、 特別措置願（様式第4号の1） を入学願書に添付して出願すること。

第9 他の都道府県から高知県公立高等学校を志願する場合の手続

他の都道府県の中学校等の在学者又は出身者で、次の1～4に掲げる事由により、高知県公立高等学校を志願する場合（**取扱要項Ⅲの第1の1の（1）**の規定する承認を受けようとする場合）は、以下に掲げる手続によらなければならない。なお、申請に当たっては、志願を検討している高等学校に対して事前に問い合わせを行うこと。

- 1 隣接県からの通学
令和8年4月1日以降も隣接県に在住のまま、最寄り的高知県立高等学校に通学しようとする場合。
- 2 保護者の転勤等による家族での転居
令和8年4月1日以降に保護者とともに、高知県内に確実に居住する場合。
- 3 高知県内中学校への山村留学生の入学志願
山村留学を実施している高知県内の中学校（魚梁瀬、本川、大栃）、義務教育学校（大川小中）を卒業又は卒業見込みの山村留学生で、志願者本人が引き続き高知県内に居住し、高知県公立高等学校への入学を志願する場合。
- 4 上記1～3以外で、志願者本人が高知県内に居住し、高知県公立高等学校への入学を志願する場合。
（高知商業高等学校（全日制）に「身元引受人制度」を活用して志願する場合を含む。）

I 提出書類等

志願者及び保護者は、提出書類（下表参照）に必要事項を記入のうえ、中学校等の校長を経由して、県教育委員会（高知商業高等学校を志願する場合は、高知市教育委員会）へ提出する。

なお、書類の各様式は、高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページからダウンロードできる。

1 県立高等学校を志願する場合

＜様式＞ 他の都道府県からの高知県公立高等学校入学志願承認願（様式Aの1） 他の都道府県からの高知県公立高等学校入学志願に係る承諾書（様式Bの1） 他の都道府県からの高知県公立高等学校入学志願に係る副申書（様式C）				
入学志願の理由	提出書類			志願できる高等学校・課程・科
	様式Aの1	様式Bの1	様式C	
(1) 隣接県からの通学	○	—	※○	檮原高等学校、四万十高等学校、 中村高等学校西土佐分校、 宿毛工業高等学校、宿毛高等学校 の全課程・全科
(2) 家族での転居	○	—	※○	全ての県立高等学校・全課程・全科
(3) 県内中学校への山村留学生	○	○	※○	全ての県立高等学校・通信制を除く 全課程・全科
(4) 上記(1)～(3)以外の場合	○	○	※○	

※ 志願者及び保護者は、他の都道府県からの高知県公立高等学校入学志願承認願の記載事項について、特別の事情がある場合、**副申書（様式C）**を入学志願承認願（様式Aの1）に添付することができる。

2 高知商業高等学校を志願する場合

＜様式＞ 他の都道府県からの高知県公立高等学校入学志願承認願（高知商業高等学校用）（様式Aの2） 身元引受人承諾書（様式Bの2） 他の都道府県からの高知県公立高等学校入学志願に係る副申書（様式C） 高知県内山村留学生の公立高等学校志願に係る承諾書（様式D）					
入学志願の理由	提出書類（注1）				志願できる課程・科
	様式Aの2	様式Bの2	様式C	様式D	
(1) 家族での転居	○	—	※○	—	全課程・全科
(2) 県内中学校への山村留学生	○	—	※○	○	
(3) 身元引受人制度の活用	○	○（注2）	※○	—	全日制の課程・全科

（注1）志願者及び保護者は、入学志願の理由が上記(1)～(3)のいずれの場合も、志願承認申請時に、**志願者及び保護者の住民票**を、高知市教育委員会に提出すること。なお、「家族での転居」の場合は、**令和8年4月1日以降の住居を証明する書類及び転居の理由を証明する書類**を、併せて提出すること。

（注2）「身元引受人制度」を活用する志願者及び保護者は、合格者の発表後、入学日までに、**承諾書（様式Bの2）**及び**身元引受人の住民票**を、高知商業高等学校に提出すること。

※ 志願者及び保護者は、他の都道府県からの高知県公立高等学校入学志願承認願の記載事項について、特別の事情がある場合、**副申書（様式C）**を入学志願承認願（様式Aの2）に添付することができる。

高知商業高等学校（全日制の課程）に「身元引受人制度」を活用して志願する場合、又は入学志願の理由が上記(1)～(3)以外の場合は、**事前に高知市教育委員会学校教育課に問い合わせること。**

II 書類の提出期間

次に掲げる期間内に、高知県公立高等学校入学志願承認に係る書類を県教育委員会（高知商業高等学校を志願する場合は、高知市教育委員会）へ提出すること。ただし、持参する場合は、受付時間を午後5時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

こうちフロンティア募集 から出願する場合	令和7年12月1日(月)から令和7年12月12日(金)まで
A日程（チャレンジ選抜Aを含む） から出願する場合	令和7年12月1日(月)から令和8年1月13日(火)まで
B日程から出願する場合	令和7年12月1日(月)から令和8年3月2日(月)まで

B日程の実施校及び募集定員については、令和8年3月12日(木)午前9時以降に発表する。一部の学校・学科・科（コース）においては、募集が行われないことがあるので、留意すること。

なお、C日程から出願する場合は、事前に県教育委員会（高知商業高等学校（定時制）を志願する場合は、高知市教育委員会）に問い合わせること。

III 提出先

- 1 県立高等学校を志願する場合
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県教育委員会事務局高等学校課長あて（「入学志願承認」と封筒の表に朱書すること。）
- 2 高知商業高等学校を志願する場合
〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号
高知市教育委員会学校教育課長あて（「入学志願承認」と封筒の表に朱書すること。）

IV 入学志願承認証の送付

県教育委員会又は高知市教育委員会は、審査の結果適当と認めた場合は、入学志願承認証を中学校等の校長あてに送付する。中学校等の校長は、入学志願承認証を入学願書に添付して、志願先高等学校長に提出すること。

なお、入学志願承認証は、こうちフロンティア募集から出願する場合は令和7年12月22日(月)から、A日程から出願する場合は令和8年1月21日(水)から、B日程から出願する場合は令和8年3月2日(月)から、順次発送する。

V その他

高等学校長は、他の都道府県からの高知県公立高等学校入学志願承認願の内容中、事実と反する記載により入学したと認められる場合は、合格を取り消すことができる。

第10 その他

I 他の都道府県の公立高等学校入学者選抜との併願

全ての選抜において、他の都道府県の公立高等学校入学者選抜との併願は認めない。

II 追検査

- 1 追検査の対象
各選抜において、次の(1)・(2)のいずれかに該当し、別室受検、保健室受検等の特別の措置をもってしても

当日の検査を受検できないと県教育委員会（高知商業高等学校の場合は、高知市教育委員会）が判断した志願者は、追検査を受検することができる。

- (1) 検査当日の発熱、体調不良等(※)により、受検することができない志願者
- (2) 事故等その他のやむを得ない事情により、当日受検することができない志願者

※ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の罹患、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状と考えられる症状、月経随伴症状等、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由を含む。

2 追検査の日程・実施場所・手続等

追検査の日程や実施場所、受検のための手続等の詳細については、令和7年12月末をめどに、高知県教育委員会事務局高等学校課ホームページに掲載する。

III 合格者の決定

やむを得ない理由により、入学定員を超えて合格者を決定する場合、高等学校長は、あらかじめ県教育委員会と協議するものとする。

IV 合格の取消し

次の1～4のいずれかに該当する場合、高等学校長は、合格を取り消すことができる。

- 1 同時に2つ以上の公立高等学校へ入学願書を提出していることが判明した場合
- 2 調査書、学習成績一覧表等の中の重要事項の誤記又は不備、その他事実と反する記載により入学したと認められる場合
- 3 所定の手続をとっていない場合
- 4 <取扱要項Ⅰの第1の2>に違反した場合

V 入学の辞退

志願者は、やむを得ない理由等により入学を辞退する場合、合格先高等学校長に対し速やかに**入学辞退願**（当該高等学校所定のもの）を提出するものとする。

VI 報告、通知等

- 1 入学手続後に高等学校長から関係中学校長又は義務教育学校長に通知する事項
入学許可者数及び入学不許可者氏名を、令和8年4月10日(金)までに関係中学校長又は義務教育学校長に通知する。
- 2 中学校長又は義務教育学校長から関係高等学校長に送付する書類
上記<第10のⅥの1>の通知を受けた後、入学許可者の生徒指導要録の写し、健康診断票及び歯の検査票を、令和8年4月17日(金)までに関係高等学校長に送付する。

VII 学力検査の得点の口頭による開示の求め

- 1 開示内容
A日程、連携型中高一貫教育校に係る特別選抜及びチャレンジ選抜Aにおける学力検査の教科別得点及び得点合計
B日程における学力検査の教科別得点及び得点合計
- 2 開示期間

A日程	令和8年3月13日(金)から令和8年4月13日(月)まで
B日程	令和8年3月24日(火)から令和8年4月24日(金)まで

※ A日程には、連携型中高一貫教育校に係る特別選抜及びチャレンジ選抜Aを含む。

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 3 開示場所
各選抜における出願先高等学校（分校に出願した者については、当該分校）
- 4 開示の求めができる者
受検生本人又は受検生の法定代理人
- 5 必要書類
 - (1) 受検生本人の場合は、各選抜の受検票
 - (2) 法定代理人の場合は、各選抜の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類（戸籍抄本など）及び法定代理人本人であることを確認するための書類（運転免許証など）

VIII 入学手数料の不徴収又は免除

各選抜において、次の1～7のいずれかに該当する場合は入学手数料の納付を要しない。

- 1 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者
- 2 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。）が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者
- 3 平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者
- 4 平成30年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者
- 5 令和元年台風第19号に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者
- 6 令和2年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者
- 7 令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者